

令和元年（ノ）第〇〇号 損害賠償請求調停事件

申立人 ○○

相手方 ○○

答弁書

令和元年12月24日

名古屋簡易裁判所一般調停6係 御中

〒102-0083

東京都千代田区麹町三丁目2番地

ヒューリック麹町ビル8階

のぞみ総合法律事務所（送達場所）

電話 03-3265-3851

FAX 03-3265-3860

相手方代理人

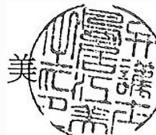
弁護士 矢 田 次



弁護士 松 林 智



弁護士 鳥 居 江



第1 「別紙 紛争の要点」に対する認否

1 第1項に対する認否

概ね認める。

2 第2項に対する認否

概ね認める。

3 第3項に対する認否

相手方が〇〇英貴に対して相談したこと及びその際説明した内容が申立人の解雇理由の一つとなっていることは認めるが、その余は否認する。相手方が染矢に対して説明した内容は真実である。

4 第4項に対する認否

争う。

5 第5項に対する認否

申立人と株式会社トライグルヂ（以下「会社」という。）の間の労働審判事件（名古屋地裁令和元年（労）第〇〇号地位確認等請求労働審判事件。以下「別件労働審判事件」という。）で会社が提出した〇〇英貴の陳述書3(1)と(2)の内容として申立人が引用する相手方と染矢英貴のやりとりは認め、その余は不知。

6 第6項に対する認否

別件労働審判事件の答弁書(3)の内容として申立人が引用したやりとりは認め、その余は不知。

7 第7項に対する認否

相手方と〇〇英貴が記載されたようなやりとりを行ったことは認める。

8 第8項に対する認否

相手方が会社の執行役員に対して引用されたようなメールを送信したことは認める。のぞみ総合法律事務所は当該執行役員から当該メールの転送を受けた者である。

第2 調停についての意見

相手方は、申立人によって自宅に無断侵入され、下半身を露出した状態の申立人から「〇〇とは相性が合いそうだ。〇〇。」と言って性的な関係を要求されるという被害に遭った被害者であり、むしろ申立人が相手方に相当額の慰謝料を支払うべきである。

しかも、申立人がそのことについて謝罪も賠償もしないまま、このような濫用的な申立を行って相手方に二重に精神的被害を与えていることは極めて遺憾であり、当然ながら相手方が申立人に対して金銭を支払う意思は一切ない。

以上